

ファミリー・サポート・センター 利用料補助の申請について

○制度について

対象条件：児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の全部又は一部を受給していること

または、ひとり親家庭で同等の所得水準であること

補助金額：利用料の半額（補助額は月1万が上限）

利用料は、交通費・ミルク代・おやつ代等の実費負担分及びキャンセル時の負担分を除きます。

登録有効期限：申請の翌年度10月末 **以降も補助を受けたい場合、再度登録申請が必要です。**

お子さんが12歳になる年度末まで登録申請することができます。

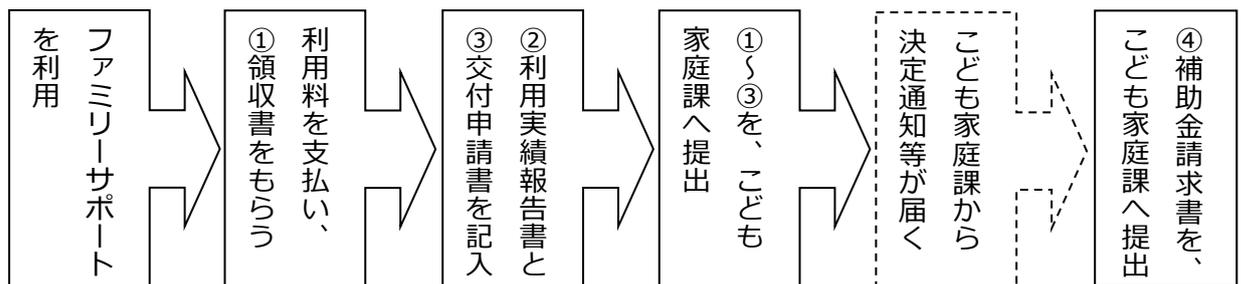
○補助申請の受付期間

ファミリー・サポート・センター利用のあった日の属する月の翌月の1日から翌年度の4月末

※ 別の月をまとめて申請いただいても問題ありません。 期限を過ぎると、申請することはできなくなります。

○申請の手順と、申請に必要な書類について

▼ 申請の手順



▼ 申請に必要な書類

- ① 利用料の領収書 ……利用料支払い時に取得ください。
(領収書には、発行者の押印、「ファミリー・サポート・センター利用料として」と但し書きが必要です。)
- ② 実績報告書 [様式第3号] ……登録承認通知に同封いたします。
- ③ 補助金交付申請書 [様式第4号] ……登録承認通知に同封いたします。
- ④ 補助金請求書 ……決定通知に同封いたします。

○その他注意事項

- ※ かならず利用料をお支払いいただき、領収書をもらってください。領収書がないと、補助申請することができません。
- ※ 申請書等、書式が不足する場合は、同封の書式をコピーしてお使いいただくか、こども家庭課窓口へお申し出ください。(なお、④の補助金請求書は、決定通知に同封いたします。)
- ※ ファミリーサポート事業に対するお問い合わせは、飯田市ファミリー・サポート・センター（東栄町 3108-1）（電話番号：0265-53-3181）へお願いします。